

# (財) 長岡市芸術文化振興財団運営改善方針

平成17年8月作成

財団法人長岡市芸術文化振興財団

## ■はじめに

財団法人長岡市芸術文化振興財団は、長岡リリックホールの建設を契機に「市民の芸術文化活動を支援し、市民自らが芸術文化活動を行う様々な機会を提供することにより芸術文化全般の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造と豊かな市民生活の形成に寄与する。」ことを目的として平成8年4月に長岡市が設立した公益法人です。

当財団は、設立の主旨に沿って長岡市の芸術文化施設である長岡リリックホールと長岡市立劇場の管理運営を市から受託し、市民に提供するとともに、この2つの施設を活用して様々な自主文化事業を実施し、市民に舞台芸術の鑑賞や参加の機会を提供してきました。

平成13年には、財団の設立5周年を迎えたのを契機に、理事会・評議員会・事業企画審査委員会・運営懇話会等における意見と、三善晃プログラム・アドバイザーの考え方を集約するとともに、事務局で収集した先進地の取り組み等の資料を参考にしながら、これまでの財団の事業運営全般について総括するとともに、その後の運営方針を改めて検討することとし、「～みんなのホールをつくるために～（財）財団法人長岡市芸術文化振興財団のこれまでの運営総括と今後の運営方針」（以下「みんなのホール運営方針」と言う）を策定しました。

私たちは、この「みんなのホール運営方針」に基づき、日々「みんなのホール」具現化のために邁進してきましたが、目前に迫った指定管理者制度への移行を前に、今一度この「みんなのホール運営方針」を精査するとともに、現在の運営状況を検証したうえで、ここに運営改善方針を定めます。

## 【指定管理者制度に対応した運営改善方針】

### 1 市民の声を運営の基本とし、協働を促進します！

常に市民ニーズを把握することに努め、サービス（満足度）を向上させるとともに、継続的な事務（運営）改善を行い、利用しやすい施設づくりに努めます。また、これまで築き上げてきた市民や文化団体等との連携・協働を一層強化し、協働による施設運営及び事業運営を促進するとともに、市民の芸術文化活動の拠点施設としての機能を強化します。

#### ○具体的改善検討項目

- (1) 利用者懇談会（仮称）の開催（最低年1回開催）
- (2) 利用者に対する満足度調査の実施（最低年1回）
- (3) 市民参加型事業及び実行委員会形式事業の積極的導入
- (4) 市民活動支援型事業の拡充及び地元文化団体との協働型事業の実施
- (5) ホール運営に市民力を活用（ホールサポーターの育成等）

## 2 施設の効用の最大化と管理能力の向上を図ります！

文化を身近に感じられる環境づくりや、多種多様な企画・サービスの開発及び利便性の向上に努めます。このことにより、施設の利用率をさらに向上させ、長岡市の実態に即し、かつ市民ニーズに合致した施設の効用を最大限発揮させます。

また、財団発足以来9年間に渡る両施設の管理運営業務受託実績の中で蓄積した施設管理のノウハウをもとに、危機管理を含めた管理能力の向上に努めていきます。

### ○具体的改善検討項目

- (1) 貸館時間帯の区分の再編成（時間貸制等の導入）による利便性の向上
- (2) 開館時間・休館日の見直しによる利用可能日数の増加
- (3) 施設の使用用途制限撤廃等による利用率の増加（会議・研修会・作品展等への利用拡大）

※管理受託施設の利用率の増加実績（参考）

管理受託施設の名称	区分	利用率 (H9)	利用率 (H15)	増加率
長岡リリックホール	ホール	55.3%	60.3%	5.0ポイント
	スタジオ	43.8%	50.0%	6.2ポイント
長岡市立劇場	ホール	57.8%	69.3%	11.5ポイント
	会議室	41.2%	42.5%	1.3ポイント

（注1：H16は中越大震災による影響が大きいため、H15を直近値として採用。）

（注2：利用率の数値は、複数施設の平均値。例：第1～10スタジオ）

- (4) ホワイエ（ロビー）・スタジオ・情報ラウンジの有効活用（成果発表・団欒・交流・小規模な鑑賞事業の実施等）
- (5) 友の会のあり方とサービスの検証及び会員数の増加
- (6) 貸館手続・チケット購入手続の簡素化
- (7) インターネット会議室の設置と情報提供サービスの拡充
- (8) 施設設備の安全対策とバリアフリー化の推進
- (9) 研修等による窓口業務水準の安定的確保
- (10) 危機管理マニュアル等の整備

## 3 管理経費の縮減と自主財源の増収を図ります！

コスト意識等の経営感覚を高め、これまで以上に管理経費の縮減に努めます。

また、財政的な面での行政依存体質から脱却し、財団の独自性や自立性を強化していくため、文化事業収入等の自主財源の増収を図ります。

### ○具体的改善検討項目

- (1) 入札・見積り合わせ等による契約の推進

- (2)再委託業務の内容の適正化（頻度・範囲等）による再委託料の縮減
- (3)財団直営業務と再委託業務の見直しによる管理経費の縮減
- (4)冷暖房の適正管理（運転時間及び区域・温度等）による光熱水費の縮減
- (5)長岡市派遣職員の引上げと臨時職員等の適所配置による人件費の抑制（後述）
- (6)企画力の向上及び市民ニーズの把握による文化事業収入の増収
- (7)文化庁・（財）地域創造等の公的助成金の積極的な導入・活用
- (8)民間企業による支援（メセナ）活動の積極的な導入・活用
- (9)地元企業や文化団体等からの寄付金（協賛金）制度の導入

※文化事業収入額の変遷（参考） （単位：千円）

年度	H9	H13	H14	H15	H16
文化事業収入の額	27,916	30,298	28,819	42,394	15,983

（注1：H16の減収は、中越大地震の影響による。）

（注2：文化事業収入には、入場料・手数料のほか、会費収入等を含む。）

※管理受託2施設の管理経費（決算額）の縮減実績（参考） （単位：千円）

管理受託施設の名称	受託経費（最高）	受託経費（H16）	縮減率
長岡リリックホール	179,285（H13）	163,898	△8.6%
長岡市立劇場	87,753（H12）	85,727	△2.3%

（注：長岡市からの派遣職員人件費を除く。）

#### 4 組織体制を再構築します！

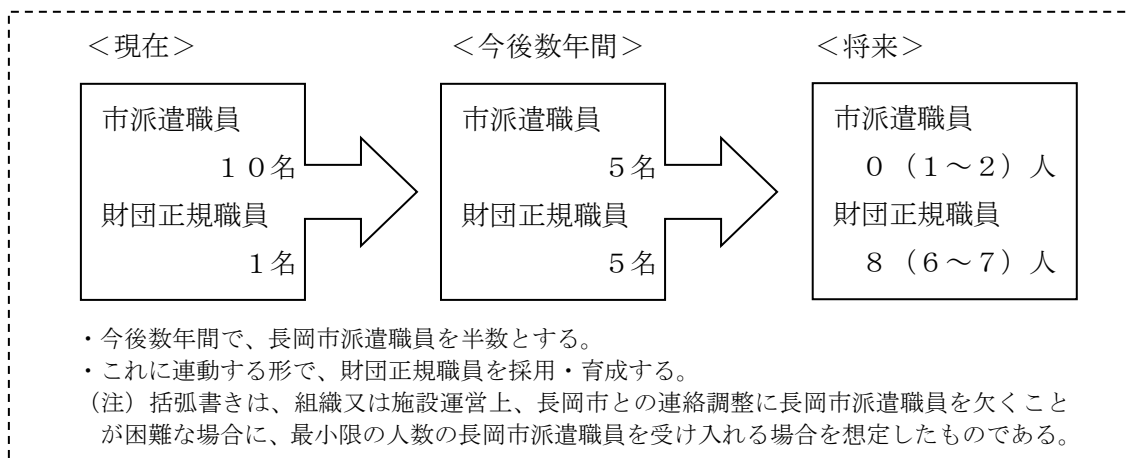
当財団が独自性や自立性を強化し、かつ市民ニーズに的確に応えるとともに、安全を確保しながら、柔軟で効率的な活動を持続していくには、専門的な知識と豊富な経験を有する人材の確保が不可欠です。このため、今後は長岡市派遣職員を漸次減少させ、これに連動する形で財団正規職員を採用・育成することにより人的基盤を整備・確立していきます。また、従来どおり契約職員や臨時職員を適所に配置することにより、人件費の高騰を抑制しながら効率的な運営を行っていきます。

さらに、指定管理者制度等に見合った組織体制や、人事・給与制度の実効的な運用等についても検討していきます。

##### ○具体的改善検討項目

- (1)優れた能力と適性の高い人材の確保の方法
- (2)指定管理者制度等に見合った組織・体制の導入
- (3)人事・給与制度の実効的な運用（すでに導入済みである勤務評価等を含む）

## ※長岡市派遣職員の引上げに関する具体的構想



## 5 公益法人として適正かつ柔軟な運営を行います！

もともと公益法人制度は、官にも民にもそぐわない社会的役割の領域を公益的使命を持って果たすことが期待されたもので、当財団は、今一度この公益法人制度の主旨等の組織的理解を深め、自律的な組織運営と施設（事業）運営を行っていきます。そして、営利企業のように事業収入や経費縮減による利益を株主や社員に再配分する必要がない公益法人は、その利益を市民に還元できるという特性を最大限に生かし、利用者へのサービス向上のほか、地元文化団体への支援・青少年への普及活動等のサービスを拡充していきます。

また、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」や「公益法人会計基準」に沿って、適正かつ健全に運営されている当財団は、今後予定されている公益法人制度改革にも的確に対応し、適正かつ柔軟な運営を行うよう努めます。

### ○具体的改善検討項目

- (1) 公益法人の主旨や施設の設置目的・指定管理者に求められる責務等に関わる組織的理解の促進
- (2) 公益法人制度改革への迅速かつ的確な対応
- (3) 財団独自のガバナンス（意思決定・執行・統治）及びコンプライアンス（法令・倫理の遵守）機能の強化
- (4) 市民に対する積極的なディスクロージャー（情報開示）

## <参考資料>

### 財団法人長岡市芸術文化振興財団寄付行為

#### 第3条（目的）

財団は、市民の芸術文化活動を支援し、市民自らが芸術文化活動を行う様々な機会を提供することで芸術文化全般の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

### 長岡リリックホール設置条例

#### 第1条（設置）

本市は、市民による自主的な芸術文化活動への支援を行うとともに、優れた音楽、演劇及び舞踊などを鑑賞することができる場を提供し、もって市民文化の発展に寄与するため、ホールを設置する。

### 長岡市立劇場設置条例

#### 第1条（設置）

本市は、優れた音楽や演劇を鑑賞することができるようにして、都会的雰囲気を醸成し、また、高い水準の文化活動を促し、地方文化の向上を図り、併せて市民に会合の場を提供するため、会館を設置する。

### 地方自治法改正の目的（平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長）

「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設に係る管に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの…」

### 長岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

#### 第4条（選定方法及び選定基準）

「…次に掲げる選定の基準に照らし、指定管理者の管理を行うに最も相当と認める団体を指定管理者の候補者…として選定する。」

- (1) 市民の平等な利用が確保されること
- (2) 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮し、管理の効率化が図られるものであること
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が、施設の目的・性質等に応じて別に定める基準